

第2章 重点課題

本行動計画では、めざすべき男女平等参画社会の実現に向けて中心に進める事項である「『仕事と生活の調和』の推進」、「女性のチャレンジ支援の推進」の考え方を踏まえ、喫緊の課題である、(1)雇用の分野における参画の促進、(2)仕事と家庭・地域生活の調和の推進、(3)配偶者等からの暴力の防止、の3つを重点課題として、取り組んでいきます。

1 雇用の分野における参画の促進

働きたい人が、性別にかかわりなく能力を十分に発揮し、活躍できる環境をつくることは、めざすべき男女平等参画社会の実現にとって不可欠です。

近年、国際競争の激化、サービスの経済化の進展等による雇用形態の多様化、人々の求める働き方の変化など、働く男女を取り巻く環境も変わってきています。

パートタイム労働者や派遣労働者などが増加し、とりわけ女性の割合が多くなっています。本格的な人口減少社会の到来を迎えるに伴い、労働力不足や需要の減少による経済への影響も懸念されています。

このような状況のなか、働く場における女性の様々なチャレンジを推進し、女性が能力を発揮できるようにしていくことは、企業や社会全体の活力の維持向上にとっても不可欠です。しかし、雇用の分野における女性の参画は、管理職に占める女性の割合、男女間の賃金格差など、十分とはいえない状況があります。

男女労働者間に事実上生じている格差を改善するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）は、女性のチャレンジを進め、男女がともに希望をもって活躍できる職場環境をつくるための重要な方策です。ポジティブ・アクションを引き続き推進し、企業の取組を積極的に促進する必要があります。

また、女性の就業状況は、年齢階級別労働率で示されるように、結婚、出産、子育て期に低下する、いわゆるM字カーブを描く状況が続いている。出産等のライフステージの変化があっても仕事が継続でき、男女を問わず能力を発揮できる環境をつくるため、多様で柔軟な働き方を選択できる環境を整えるとともに、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を積極的に支援していくことが重要です。

①ポジティブ・アクションの推進

【事業例】・「ポジティブ・アクション実践プログラム」による普及啓発	P16
・「ポジティブ・アクション」の導入及び実例の紹介	P16～18

②多様な働き方を推進するための雇用環境整備

【事業例】・非正規労働者雇用環境整備企業の支援	P23
・パートタイム労働者の待遇・雇用環境改善など	P22～24

③女性のチャレンジ支援

【事業例】・女性の再チャレンジ推進プロジェクト	P29
・しごとセンター事業の推進（女性再就職支援事業）	P30
・育児離職者や母子家庭等の母等に対する就業訓練	P30

2 仕事と家庭・地域生活の調和の推進

男性・女性にかかわらず、社会で思い切り自分の能力を発揮したい人も、家庭にいたい人も、家庭との両立を図りながら社会で活躍したい人もいます。

豊かな社会とは、人々の多様な個性や生き方を受け入れることができる社会です。

これまで、男女がともに働きながら子育てができる環境をつくるため、仕事と子育ての両立支援に重点を置き、保育サービスの充実、育児休業制度の普及などに取り組んできました。

しかし、育児休業を取得する女性は増えたものの、出産を機に退職する女性は依然として多く、女性の継続就業が困難な現実があります。女性が出産後も働き続けられる環境をつくるためには、これまでの両立支援策をさらに充実させるとともに、男女の働き方自体を見直し、変えていくことが重要です。

加えて、個々人の求めるライフスタイルも多様化し、男女を問わず仕事と生活をバランスよく充実させたいと思う人々が増えています。こうした変化に対応し、多様な生き方を受け入れる豊かな社会を築くため、男女がともに子育てに参加でき、さらに「やりがいのある仕事」と「充実した生活」の調和を実現できる環境をつくっていく必要があります。

また、子どもと家庭にかかわる問題が多様化し、子育て家庭をめぐる状況が変化しています。男女がともに安心して子育てできるよう、行政による取組をより一層推進するとともに、都民、企業、地域など社会全体で子育て家庭を支援していくことが大切です。

①「仕事と生活の調和」の推進

【事業例】・次世代育成企業の支援	P38
・中小企業の両立支援の推進	P38
・事業所内保育施設支援事業	P38
・仕事と生活の調和に向けた環境整備	P39

②保育サービスの充実

【事業例】・認証保育所の推進	P41
・認定こども園の推進	P42

③地域での子育て支援

【事業例】・子ども家庭総合センター（仮称）の整備	P42
・子育てスタート支援事業の実施	P43
・パートナー保育登録の推進	P43
・子育て支援のための環境づくり	P46～48

3 配偶者等からの暴力の防止

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われています。ここ数年で、「児童虐待の防止に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等、家族や親密な関係性を有する者の間の暴力などに関する法律が次々に制定され、それとともに関連する様々な制度も整備されてきました。

配偶者暴力は、家庭という私的な生活の場で行われるため、外から見えにくく、その密室性ゆえになかなか実態が明らかにされないという特徴を有しています。しかし、配偶者暴力防止法の施行が暴力の状況を顕在化させ、その深刻な状況に社会が注目し始めました。配偶者暴力への社会的認識が高まってきたことで、配偶者暴力相談支援センター等に寄せられる相談件数は急激に増加しています。

配偶者暴力被害者は長期間にわたる暴力の影響から、身体的にも精神的にも被害が大きく、その状況は大変深刻であり、回復に時間を要するなど厳しい状況があります。このような実態を踏まえ、被害者の意思を尊重した適切な支援を行なうため、相談、一時保護、自立への支援など多岐にわたる継続的な支援が求められます。

また、配偶者暴力の防止と被害者の保護に関する取組を総合的に推進するため、都、区市町村、警察、民間団体等とのネットワークを構築し、今後も連携・協力を促進することが重要です。

①配偶者暴力被害者等への支援

【事業例】・配偶者暴力相談支援センター機能の充実	P58
・配偶者暴力対策ネットワーク会議の設置・運営	P61
・民間団体等の特性や経験を活かした被害者等への支援	P62

②自立生活再建のための支援

【事業例】・自立生活スタート支援事業	P59
・都営住宅を活用した被害者の住宅確保	P59

③人材の育成・連携の強化

【事業例】・職務関係者研修	P61
・DV防止等民間活動助成事業	P61